⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東京高等裁判所管内において最高裁判所から指名停止措置を受けていないこと。

⑸　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、裁判所発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　総合評価落札方式において提出された技術提案が適正であること。

⑻　裁判所の平成27・28年度における電気工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が1,100点以上であること（上記２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した電気工事に係る総合点数が1,100点以上であること。）。

⑼　平成12年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす電気設備の新設又は改設工事（いずれも工事種目についてシステム一式を施工していること）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ア　建物用途　「研修・交流施設、体育館・屋内運動施設、宿泊施設、倉庫」以外の建物

イ　構造・階数　定めない

ウ　建物規模　定めない

エ　工事種目　受変電設備

⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」とするものに限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

イ　過去に上記２⑼の要件を満たす電気設備の新設又は改設工事（いずれも工事種目についてシステム一式を施工していること）に従事した経験を有する者であること。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること（開札日において有効なものであること）。

エ　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用とは、申請書提出期限の日時点で３か月以上の雇用関係があることをいう。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目

ア　施工体制

イ　工事特性を考慮した技術提案

「工事期間中の事故防止に関する提案」

ウ　工事全般の施工計画

「工程管理に関する提案」

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

イ　施工体制評価点及び加算点　上記⑴の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（入札説明書参照。）。

ウ　評価値　総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記ア、イにより得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝（標準点＋施工体制評価点及び加算点）／入札価格

⑶　落札方法

ア　入札参加者は、次の㋐及び㋑の要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の範囲内であること。

㋑　提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

イ　上記アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒100―8933 東京都千代田区霞ヶ関１－１－４　東京高等裁判所事務局会計課営繕係　電話03―3581―1546（直通）

⑵　入札説明書の交付期間、場所等　平成27年７月14日から平成27年９月４日まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで上記４⑴に同じ。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

ア　提出期間　平成27年７月14日から平成27年８月３日まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

イ　提出場所　上記４⑴に同じ。

ウ　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得た場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）すること。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

ア　平成27年７月14日から平成27年９月７日まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

イ　提出場所　上記４⑴に同じ。

ウ　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）により提出すること。

⑸　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記４⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア　入札書の締切日時

㋐　電子入札対応の場合　平成27年９月７日午前11時

㋑　紙入札方式による場合　平成27年９月７日午前11時（必着）

イ　開札の日時及び場所　平成27年９月８日午前11時　東京高等裁判所事務局会計課営繕係

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））又は銀行等の保証（取扱官庁　東京高等裁判所）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

イ　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。